

## 板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(平成27年3月23日告示第20号)

(設置)

第1条 板倉町役場庁舎建設に係る設計業務プロポーザルの設計者（以下「設計者」という。）をプロポーザルにより選定するため、板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関する事項
- (2) プロポーザルの審査に関する事項
- (3) その他設計者の選定に関する必要な事項

2 委員会は、プロポーザルの審査結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各種団体代表
- (3) 学識又は識見を有する者
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2項の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者を委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、あらかじめ書面により委員長の承認を得ることによって、委員長又は該当委員が特定した委員に、合意及び表意を委任することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

6 会議は非公開とする。ただし、板倉町情報公開条例（平成13年板倉町条例第12号）第7条各号のいずれかに該当する情報を除き、委員会の会議録は公開とする。

（守秘義務等）

第7条 委員は、職務上知り得た情報（町又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、プロポーザルに参加する者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

（委員の除斥）

第8条 委員は、第2条第1項各号に規定する事項に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条第2項の規定による報告の日をもってその効力を失う。